

函館市地方大学・地域産業創生交付金事業計画外部評価委員会設置要綱

(委員会の設置)

第1条 本市の地方大学・地域産業創生交付金事業の進捗状況等を検証し、専門的見地からの助言および提言を事業の運営に反映させるため、函館市地方大学・地域産業創生交付金事業計画外部評価委員会（以下「委員会」という）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員4人以内をもって組織する。

(委員および任期等)

第3条 委員は、事業の目的の達成に必要と思われる分野に関して学識経験を有する者または関係団体に属する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、市長が委嘱した日から令和10年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に、委員長および副委員長各1人を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(運営等)

第6条 委員会の事務局は、函館市企画部に置く。

(謝礼)

第7条 委員が委員会の会議に出席したときは、予算の範囲内で謝礼を支給する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和5年7月14日から施行する。